

女川原発差し止め棄却

異常事故「前提にできず」

仙台地裁 来年2月にも再稼働

東北電力女川原発（宮城県女川町、石巻市）の重大事故時の避難計画に不備があるとして、石巻市民17人が東北電に2号機の再稼働差し止めを求めた訴訟の判決で、仙台地裁（斉藤充洋裁判長）は24日、請求を棄却した。判決は「放射性物質を異常に放出する事故が起きる具体的な危険が存在することを前提とすることはできない」と指摘した。

東北電は2024年2で初となる2号機の再稼働月、東日本大震災の被災地を目標している。

争点となったのは、宮城県が関与して石巻市が作成した避難計画の実効性。原告側は、避難指示が出れば道路は避難者の車で渋滞が発生し、原発30キロ圏内に長時間とどめられ、放射線被ばくの高リスクを負うと主張。

石巻市民は30キロ圏外の避難所へ向かう前に放射性物質の汚染を調べるため検査場所へ向かうとされている。しかし交通渋滞で宮城県や東北電の派遣要員が到達できず、検査場所を開設できないと訴えていた。



宮城県の東北電力女川原発。
手前右が2号機。2月

東北電側は、避難計画を含む緊急時の対応について国の原子力防災会議で合理性が認められていると反論。請求棄却を求めている。原告側弁護団によると避難計画の実効性のみに争点が絞られた訴訟は今回が初めて。21年には水戸地裁が避難計画の不備を理由に、日本原子力発電東海第2原発（茨城県東海村）の運転を認めない判決を出している。